

子ども医療費の無料化を小・中学生まで拡大します

申問  子育て支援課 子育て給付係  6716

市内に住所のある子どもの医療費は、これまで、小・中学生の医療費の自己負担分は入院分のみを無料としていましたが、9月1日診療分から通院分も無料となります。

対象 市内に住所がある中学生までの子ども

対象開始となる診療日 9月1日(木)から

無料となる医療費 通院・入院にかかる保険診療分の医療費自己負担額

自己負担分が無料となる基準 保護者の全ての判定所得額が所得限度額未満のとき

判定所得額の算出方法 27年中の所得金額 - 8万円 - 控除額 (※)



扶養親族の数	所得限度額	【参考】収入の目安 給与収入のみの場合
0人	2,342,000円	3,603,000円
1人	2,722,000円	4,079,000円
2人	3,102,000円	4,555,000円
3人	3,482,000円	5,027,000円
4人	3,862,000円	5,503,000円
5人	4,242,000円	5,979,000円
6人以上の場合	扶養親族3人の場合の所得制限額に1人につき38万円を加算した額	—

(※) 控除額

医療費控除 → 全額
 雑損控除 → 全額
 小規模企業共済等掛金控除 → 全額
 配偶者特別控除 → 全額
 障がい者控除 → 27万円
 特別障がい者控除 → 40万円
 勤労学生控除 → 27万円

対象の可否のお問い合わせには
電話ではお答えできません。

▶老人控除対象配偶者または老人扶養親族があるときは、所得限度額に1人につき10万円を加算します。

▶16歳以上23歳未満の扶養親族があるときは、所得限度額に1人につき15万円を加算します。

受給資格証の交付

新たに受給資格が認定された人と現在受給資格証をお持ちの人には、8月中旬に受給資格証を送付します。9月1日以降は、新しい受給資格証を使用してください。

申請手続き

受付場所 8月31日(木)まで 市役所新館3階C会議室
 9月1日(木)から 市役所新館1階子ども子育て支援課

受付時間 平日 ▶ 午前8時30分～午後5時15分
 ※8月8日(月)～10日(水)は午後7時まで
 休日 ▶ 8月7日(日) 午前8時30分～午後5時15分

持参するもの 子どもの保険証・印鑑(スタンプ印不可)
 ※平成28年1月1日現在、市内に住所を有していない保護者は、平成28年度所得課税証明書が必要です。

※小・中学生がいる世帯で、既に子ども医療費受給資格証をお持ちの人も申請が必要です。



県内の医療機関で医療費を窓口で支払わなくて済みます

ひとり親家庭等医療費、子ども医療費、重度心身障害者医療費受給資格証を提示すると、県内の医療機関で医療費を窓口払いする必要がなくなります。

医療費・区分	実施日
ひとり親家庭等医療費(児童)	8月1日診療分から
子ども医療費	9月1日診療分から
重度心身障害者医療費	10月1日診療分から